

太田和泉守これを綴る

公方様御生害の事

永禄十一年戊辰以来、織田弾正忠信長の御在世、且つ、これを記す。

先の公方光源院義照御生害、同御舎弟鹿苑院殿、其の外、諸侯の衆歴々討死の事。其の濫觴者、三好修理大夫天下の執権たるに依つて、内々、三好に遺恨おぼしめされるべきと、兼ねて存知、御謀叛を企てらるるの由、申し掠め、事を左右に寄せ、永禄八年五月十九日に、清水詣と号し、早朝より人数をよせ、則ち緒勢殿申へ乱れ入る。御仰天なされ候と雖も、是非なき御仕合せなり。数度切つて出で、伐ち崩し、余多に手負はせ、公方様御働き候と雖も、多勢に叶はず、御殿に火を懸け、終に御自害なされ候ひ訖んぬ。同じく三番日の御舎弟鹿苑院殿へも平田和泉を討手にさし向け、同じ刻に御生害。御伴衆こ悉く逃散候。其の中に、日頃御日を懸けられ候美濃屋小四郎、未だ若年十五、六にして、討手の大将平田和泉を切り殺し、御相伴仕り、高名比類なし。誠に御当家破滅、天下万民の愁歎これに過ぐべからず、云々。

一 乗院殿、佐々木承禎・朝倉御愚み叶はざる事

然るに二男御舎弟南都一乗院義昭、当寺御相続の間、御身に對し、聊以て野心御座なきの旨、三好修理大夫・松永弾正かたより宥申され候。尤の由仰せられ候て、暫御在寺なさる。或る時、南都を潜に出御ありて、和田伊賀守を御憑みなされ、伊賀、甲賀路を経て、江州矢島の郷へ御座を移され、佐々木左京大夫承頑を憑みおぼしめすの旨、種々様々上意候と雖も、既に主従の恩顧を、忝れ、同心能はず、結局、雜説を申し出だし、情なく追ひ出だし申すの間、憑む木本に雨漏れ、甲斐なく、又、越前へ下向なされ訖んぬ。朝倉事、元來、其の者に非ずと雖も、彼の父上意を掠め、御相伴の次に任じ、我が国に於いて雅意に振舞ひ、御帰洛の事、中々詞に出だされざるの間、是又、公方様御料簡なし。

信長御愚み御請けの事

此の上は、織田上総介信長を偏に憑み入られたきの趣、仰せ出だされ、既に国を隔て、其の上、信長沽弱の士なりと雖も、天下の忠功を致さんと欲せられ、一命を輕じ御請なさる。永禄十一年七月廿五日、越前へ御迎へのため、和田伊賀守、不破河内守、村井民部、島田所之助を進上なさる。濃州西庄立正寺に至りて

公方様御成り、末席に鳥日千貫積ませられ、御太刀・御鎧・武具・御馬色々進上申され、其の外、諸侯の御衆、是れ又、御馳走斜ならず。此の上は、片時も御

入洛御急ぎあるべしと、おぼしめさる。

信長御入洛十余日の内に、

五畿内隣国仰せ付けられ、征夷將軍に備へらるゝの事

八月七日、江州佐和山へ信長御出でなされ、上意の御使に使者を相副へられ、佐々木左京大夫承禎、御入洛の路次人質を出だし、馳走侯への旨、七ケ日御逗留侯て、様々仰せ含めらる。御本意一途の上、天下の所司代に申「付けらるべく御堅約侯と雖も、許容能はず。是非に及ぼず、此の上は、江州へ御行たさるべきの御造意頻にて。

九月七日に公方様へ御暇を申され、江州一篇に討ち果たし、御迎へを進上すべきの旨、仰せ上げられ、尾濃勢三四ヶ国の軍兵を引卒し、

九月七日に打立ち、平尾村御陣取る。

同八日に江州高宮御着陣。兩日御逗留なされ、人馬の息を休め、

十一日愛智川近辺に野陣をかけさせられ、信長懸けまはし、御覽じ、わき貼数ヶ所の御敵城へは、御手遣もなく、佐々木父子三人楯籠られ侯観音寺、並びに箕作山へ

同十二日に、かけ上させられ、佐久間右衛門、木下藤吉郎、丹羽五郎左衛門、

浅井新八に仰せ付けられ、箕作山の城攻めさせられ、申剋より夜に入り攻め落し

訖んぬ。

さる程に、去る年、美濃国大国をめしおかれ侯間、定めて、今度は、美濃衆を先手へ夫兵に差遣はさるべしと、みの衆存知しところに、一円御構ひなく、御馬廻にて箕作を攻めさせられ、美濃三人衆稻葉伊予、氏家ト全、安藤伊賀、案の外なる御行哉と、奇特の思ひをなす由なり。其の夜は、信長みづくり山に御陣を居えさせられ、翌日、佐々木承禎が館、観音寺山へ攻め上らるべき御存分のところに、佐々木父子三人癈北致し、十三日に観音寺山乗つ取り、御上り侯。これに依つて、残党降参致し侯の間、人質を執り固め、元の如く立て置かれ、一国平均侯へば、

公方様へ御堅約の御迎へとして、不破河内、

十四日に濃州西庄立正寺へさしつかはされ、

廿一日 既に御馬を進められ、柏原上菩提院御着座。

廿二日 桑実寺へ御成。

廿四日 信長守山まで御働き、翌日、志那・勢田の舟さし相ひ、御逗留。

廿六日 御渡海なされ、三井寺極楽院に御陣を懸けられ、諸勢大津・馬場・松本に陣取る。

廿七日 公方様御渡海にて、同三井寺光浄院に御陣宿。

廿八日 信長東福寺へ御陣を移され、柴田日向守、蜂屋兵庫頭、森三左衛門、

坂井右近、此の四人に先陣を仰せ付けられ、則ち、かつら川打ち越え、御敵城、

岩成主税頭楯籠る正立寺表に手遣し、御敵も足輕を出だし候。右四人の衆見合せ、馬を乗り込み、頸五十余討捕り、東福寺にて信長へ御目に懸けらる。

公方様同日に清水へ御動座。

廿九日 青龍寺表へ御馬を寄せらる。寺戸寂照に御陣取。これに依つて岩成主税頭降参仕る。

晦日 山崎御着陣。先陣は天神の馬場に陣取る。芥川に細川六郎殿、三好日向守楯籠る。夜に入り退散。并に篠原右京亮居城越水、滝山、是れ又退城。然る間、芥川の城へ信長供奉なされ、公方様御座を移さる。

十月二日に池田の城、筑後居城へ御取りかけ、信長は北の山に御人数を備へられ、御覽候。

水野金吾内に隠れなき勇士梶川平左衛門とてこれ在り。并に御馬廻の内魚住隼人・山田半兵衛、是れも隠れなき武篇者なり。兩人先を争ひ、外構へに乗込み、爰にて、押しつおされつ、暫の鬪ひに、梶川平左衛門、略をつかれて罷り退き、討死なり。魚住隼人も爰にて手を負ひ、罷退かる。ケ様にきびしく候の間、互に討死数多これ在り。終に火をかけ、町を放火候なり。今度御動座の御伴衆、未代の高名と、緒家これを存じ、士力日々にあらたにして、「戦ふこと風の発するが如く、攻むること河の決するが如し」とは、夫れ是れを謂ふ歟。池田筑後守降参致し、人質進上の問、御本陣芥川の城へ御人数打ち納れられ、五畿内隣国、皆以て御下知に任せらる。松永弾正は我が朝無双のつくもがみ進上申され、今井宗久、

是れ又、隠れなき名物松島の壺、并に紹鷗茄子を進献。往昔判官殿一谷鉄が力ケ召されし時の御鎧を進上申す者もこれ在り。異国・本朝の珍物を捧げ、信長へ御礼申し上ぐべしと、芥川に十四日御逗留の間、門前市をなす事なり。十四日、芥川より公方様御帰洛、六条本国寺に御座をなさる。天下一同に喜悦の眉を開き訖んぬ。

信長も御安堵の思ひをなされ、当手の勢衆を召し列ねられ、直ちに清水へ御出で、諸勢洛中へ入り候ては、下々届かざる族もこれ在るべき哉の御思慮を加へられ、警固を洛中洛外へ仰せ付けられ、猥儀これなし。すでに畿内の逆徒など数ヶ所城郭を構へ、相支ふると雖も、風に草木の靡くが如く、十余日の内に悉く退散し、天下御存分に属す。細川殿屋形御座として、信長供奉なされ、御殿に於いて御太刀、御馬御進上、忝くも御前へ信長召し出だされ、三献の上、公儀御酌にて御盃、并に御剣を御拝領。

十月廿二日御参内。職掌の御出立の儀式相調へ備へ奉る。征夷將軍城都御安座。信長日域無双の御名誉、末代の御面目、後胤之亀競に備へらるべきものなり。

観世大夫御能仕るの事

今度粉骨の面々見物仕るべきの旨、上意にて、観世太夫に御能を仰せ付けらる。御能組わき弓八幡御書立十三番なり。

信長御書立御覽じ、未だ隣国の御望みもこれある事に候間、弓矢納まりたるころ、御存分なき由に候て、五番につゞめられ、細川殿の御殿にて御座候へき。初献の御酌、細川典厩。爰において信長へ、久我殿、細川兵部大輔、和田伊賀守三使を以て、再三御使これあり、副將軍歟官領職に准ぜらるべきの趣を仰せ出ださる。然りと雖も、此の時に於いては御斟酌の旨、仰せ出だされ、御請けこれなし。希代の御存分之由、都鄙の上下これに感じ申し候。さて、

わき能 高砂 観世左近太夫、今春大太夫、観世小次郎。大づゝみ大蔵二介。小鼓観世彦右衛門。笛ちやうあひ太鼓観世又三郎。

二献の御酌、大館伊予守。此の時、右の三使にて再往御使これあり、信長御前へ御祇候。忝くも三献の上

公儀御酌にて御盃を下され、御鷹・御腹巻御拝領、御面日次第これに過ぐべからず。

二番 八島 大つゝみ深谷長介。小鼓幸五郎二郎。

三献 御酌、一色式部少輔。

三番定家。四番 道成寺。

信長の御鼓御所望候。然りと雖も、辞止申さる。

太鼓大蔵二介 小鼓観世彦右衛門 笛伊藤宗十郎。

五番呉羽。御能過ぎ候て、一座の者、田楽かつらなどまで、信長より御引手物下さる。其の後、且天下の御為め、且往還の旅人御憐愍の儀をおぼしめされ、御

分国中に数多これある緒閑緒役上げさせられ、都鄙の貴賤、一同に忝しと拝し奉り、満足仕り候らひ訖んぬ。

十月廿四日御帰国の御暇仰せ上げらる。

信長御感状御頂戴の事

廿五日に御感状。其の御文言に、

今度国々凶徒等、日を歴ず、時を移さず、悉く退治せしむるの条、武勇天下第一なり。当家の再興これに過ぐべからず。弥国家の安治、偏に憑み入るの外、他なし。尚、藤孝・惟政申すべきなり。

十月廿四日

御判

御父 織田弾正忠殿

御追加

今度大忠に依つて、紋桐、引両筋遣はし候。武功の力を受くべき祝儀なり。

十月廿四日

御判

御父 織田弾正忠殿

と、下しなされ、前代未聞の御面日、重畳詞に書き尽し難し。

廿六日 江州守山まで御下。

廿七日 柏原上菩提院御泊。

廿八日 濃州の内岐阜に御歸城。千秋万歳珍重々々。